

緑区寄り添い型学習支援事業 受託候補者選定に係る実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、緑区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下、「委員会要綱」という。）第8条の規定に基づき、緑区寄り添い型学習支援事業（以下、「学習支援事業」という。）を公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等について定める。必要な手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この要領に定める。

(審議事項)

第2条 委員会要綱第8条に定められた審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザル方式の実施に関する審査
 - ア プロポーザル方式の評価方法の決定
 - イ 提出要請書の審査
 - ウ その他必要と認めるもの
- (2) 選定に関する審査
 - ア プロポーザルの評価
 - イ 受託候補者の選定
 - ウ プロポーザルの評価結果の通知

(参加資格)

第3条 令和3、4年度用横浜市一般競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ、当該契約に対応するとして定めた種目「その他の委託等」について登載された法人であるか、又は、入札参加資格審査申請の随時申請を行う法人であることを必要条件とする。

(参加表明手続)

第4条 参加を申請する法人は、参加意向申出書（様式2）及び欠格事項に該当しないことの宣誓書（様式3）を区長に提出しなければならない。

(参加資格の確認と提出要請書の送付)

第5条 区長は、前条の規定に基づき参加意向申出書及び欠格事項に該当しないことの宣誓書を提出した法人に、参加資格確認結果を通知する。参加資格を確認した法人には、提出要請書を送付し、提案書（様式1）の提出を要請する。

2 資格を有することを認められない旨の通知を受けた法人は、書面によりその理由の説明を求めることができる。

なお、書面は区役所が通知を発送した日の翌日起算で、閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書の提出先まで提出しなければならない。

3 前項により説明を求められたときは、原則として区役所が書面を受領した日の翌日起算で、閉庁日を除く5日以内に説明を求めた法人に対し、書面により回答する。

(提案書の提出)

第6条 提案書の提出を要請された法人は、区長に提出することができる。なお、提案書の作成にあたり質疑のある場合は、質問書（様式4）を提出することができる。

2 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式は別表 1 に定める。

- (1) 提案書
- (2) 法人の概要・事業実績
- (3) 学習支援事業の業務実施方針
- (4) 学習支援事業の業務実施内容と実施手法
- (5) 学習支援事業の業務実施体制
- (6) 学習支援事業の業務実施上の管理運営体制
- (7) 収支予算書
- (8) その他学習支援事業の実施に必要な事項

(評価)

第 7 条 プロポーザルの評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学習支援事業に対する理念及び業務実施方針の妥当性・実現性等
 - (2) 業務実施内容と実施手法の妥当性・実現性等
 - (3) 業務実施体制の妥当性・実現性等
 - (4) 業務実施上の管理運営体制の妥当性・実現性等
- 2 プロポーザルの評価にあたり、提案書を提出した法人（以下、「提案者」という。）にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリングの結果を基に、当該業務に最も適した提案者を特定する。
- 4 評価の採点が、総合点（ヒアリングに出席した評価委員の採点合計）の 60%に満たない場合は提案者を特定しない。
- 5 評価の採点が総合点の 60%を満たしており、かつ同点の場合は、地方自治法施行令第 167 条の 9 に基づき、くじ引きとする。
- 6 提案者が 1 者の場合にも評価を実施する。
- 7 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第 8 条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (2) ヒアリング
 - (3) 提案書の評価
 - (4) 評価の集計及び報告
- 2 評価委員会には次の者を委員とし、委員長及び副委員長を置く。
- (1) 緑区総務課長（委員長）
 - (2) 緑区福祉保健課長（副委員長）
 - (3) 緑区地域振興課長
 - (4) 緑区学校連携・こども担当課長
 - (5) 緑区中学校校長会を代表する校長
- 3 委員長が事故等により欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 提案書の評価にあたり、実施したヒアリングに欠席した評価委員は、採点ができないものとする。
- 5 委員長は、評価結果を緑区入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。
- 6 委員会の総務は、緑区生活支援課が行う。

(評価結果の通知)

第9条 区長は、緑区入札参加資格審査・指名業者選定委員会による評価結果について、提案者に通知する。

2 委員会要綱第9条により選定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は区役所が通知を発送した日の翌日起算で、閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書の提出先まで提出しなければならない。

3 前項により説明を求められたときは、原則として区役所が書面を受領した日の翌日起算で、閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(選定の効力)

第10条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第17条により、受託候補者として特定した法人(以下、「特定者」という。)の選定の効力は、特定者が事業を開始した年度から起算して5か年度とする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、特定者が次の各号のいずれかに該当し、事業の受託者として適当でないと認めるときは、選定の取り消し又は運営の停止を命じることができる。

(1) 第6条に規定する提案書に、虚偽の記載があったとき

(2) 事業の委託契約について重大な違反があり、そのことにより委託契約を継続することが困難なとき

(3) 事業運営にあたり、区との連携及び協力に欠けるとき

(4) その他受託者として適当でないと区長が認めるとき

3 前項のほか、受託者が初年度の申請書類の提出以降、契約の締結までの間又は運営期間における毎年度の委託契約時点において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく停止措置を受けている場合には、本件の選考、契約手続への参加資格並びに運営法人選定の効力を取り消す。

(その他)

第11条 この要領の運用において必要な事項は区長が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年12月28日から施行する。

別 表 1

様 式 名	書 類 名
様式 5	法人の概要・事業実績について
様式 6	業務実施方針について
様式 7	業務実施内容と実施手法について
様式 8	業務実施体制について
様式 9	業務実施上の管理運営体制について
様式 10	収支予算書